



若い
今こそ年金
アクション!

若い農業者の方は、**国民年金の上乗せの
公的な年金「農業者年金」**に加入して
安心して豊かな老後を!

若い農業者の皆さん! 自分の老後 自分で守れますか?

ポイント

1

保険料は自由に選べる! (2万円~6万7千円、千円単位)
さらに、35歳未満であれば、

1万円からでも加入可能!

ポイント

2

認定農業者で青色申告者等には、

国庫補助で手厚い支援!

1万円の自己負担で2万円の積立てが実現!

ポイント

3

自ら支払った保険料は、

全額社会保険料控除の対象!

その他にも、税制面で優遇措置がある!

詳しくは...

農業者年金基金

検索

<https://www.nounen.go.jp>



ポイント

1の説明

月額2万円から6万7千円の間で保険料を選択でき、さらに35歳未満で政策支援加入（国庫補助）の対象とならない方は、1万円からでも加入できます。

保険料は、月額2万円から6万7千円の間で千円単位で自由に選択でき、随時見直すこともできます。さらに、若い農業者が農業者年金に加入しやすくするため制度が改正され、令和4年1月より、35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は、月額1万円から6万7千円の間で千円単位で保険料を選択できます。毎年、年度末時点の保険料及び運用収入の額等の積立状況をお知らせしますので、ご自身が希望される年金額を目指して、保険料を柔軟に積み立てることができます。

■ 通常加入した場合の農業者年金の支給額（年額）の試算

加入年齢	納付期間	保険料額	保険料納付総額	年金額（年額）		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20歳	40年	1万円	780万円	58万円	49万円	1,243万円	1,315万円
		2万円	960万円	76万円	64万円	1,635万円	1,730万円
30歳	30年	1万円	660万円	45万円	38万円	968万円	1,024万円
		2万円	720万円	50万円	43万円	1,085万円	1,148万円
40歳	20年	2万円	480万円	30万円	25万円	642万円	680万円

※上のケースは、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.30%となった場合の試算です。予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ令和4年度は、0.30%です。（各金額は単位未満を四捨五入により表示しているため、内訳数字との合計が一致していません。）

※保険料額1万円のケースについては、35歳未満は保険料月額1万円で加入し、35歳以降は月額2万円で加入した場合です。

ポイント

2の説明

39歳までに農業者年金に加入すれば、必要な要件を満たしたときから、政策支援（国庫補助：最大月額1万円）を受けることもできます。

補助要件

- 保険料の国庫補助を受けられる期間は最長20年間です。（35歳以上の支援は最長で10年間です。）
- 国庫補助を受けている間の保険料は月額2万円（国庫補助額を含む）で固定され、加入者が負担する保険料は、2万円から国庫補助額を差し引いた額になります。
- 国庫補助を受けられる期間を過ぎた場合は通常の保険料になります。

■ 政策支援の要件と国庫補助額（※保険料は本人負担分と補助分あわせて月2万円となります。）

区分	必要な要件	本人負担の保険料（補助額）	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者かつ青色申告者	1万円（1万円）	1万4千円（6千円）
2	認定就農者かつ青色申告者	1万円（1万円）	1万4千円（6千円）
3	区分1又は2の要件を満たしている者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は直系卑属	1万円（1万円）	1万4千円（6千円）
4	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者が、3年以内に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円（6千円）	1万6千円（4千円）
5	区分1又は区分2の要件を満たしていない者の直系卑属であり、35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円（6千円）	—

※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。

※区分1～5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分（国庫補助額が減額になることがあります）又は通常の保険料への変更が必要です。

ポイント

3の説明

自ら支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象！

自ら支払った保険料は、家族の分も含めて全額社会保険料控除の対象です。その他、年金資産の運用益が非課税、受け取る年金も公的年金等控除の対象となるなど、税制面の優遇措置が受けられます。

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

お問い合わせ先

能代市農業委員会
JAあきた白神

TEL 89-2935
TEL 74-8441